

可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る防火安全対策の推進に関する要望

第1 趣旨

平成20年8月に延べ11,000㎡を焼損した青森市りんごセンターの冷蔵倉庫火災、平成21年5月に死傷者5名を出した愛知県稲沢市の低温倉庫火災等、各地で倉庫火災による大きな被害が発生しています。また、本年6月に神戸市で発生しました工場倉庫火災においては、消防隊員1名が殉職いたしました。いずれの火災においても天井、内壁、間仕切り壁等として使用されていた断熱材等の速燃的燃焼が被害の拡大に大きく関与したと推測されています。

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体をを用いた断熱材等は、その優れた断熱性能に加え、経済性や施工方法の容易性等の理由から広く普及していますが、火災が発生した場合、燃焼拡大及び爆燃までの時間が非常に短時間であるとともに、断熱材等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネルを吊り天井に用いた場合には、当該金属製薄板等が脱落するなど、建物利用者の避難、自衛消防隊の初期消火活動や消防隊員の消火活動に大きな危険を伴うばかりでなく、消防対象物そのものの物的損害、復旧までに長期を要することによる経済的損害等、莫大な被害を与えることが前述の火災事例等からも周知の事実となっています。

このことから、全国の消防本部は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護すべき機関としての確な消防対策の徹底等を図っているところですが、各関係機関においても、防火に関する規定の遵守はもとより、さらに一層の安全性向上に努めていただきたく、今般、可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る各種防火安全対策の推進について要望するものです。

第2 防火安全対策が必要となる消防対象物

防火安全対策が必要となる消防対象物は、原則として次に掲げる用途のうち、可燃性合成樹脂発泡体を壁、天井の断熱材等として多量に使用しているものとする。

なお、当該消防対象物の規模、用途等の詳細にあつては、地域特性等を考慮して各所轄消防本部が規定する。

- 1 飲食店の食品庫等
- 2 物品販売店舗の調理室、パッケージ室等
- 3 病院等の調剤室、測定室等
- 4 食品工場の作業所、食品庫等
- 5 精密機械工場のクリーンルーム等
- 6 冷蔵倉庫、冷凍倉庫、定温倉庫等
- 7 卸売市場の食品庫等
- 8 研究機関等の実験室、測定室等
- 9 その他消防本部が指定する消防対象物

第3 要望する各種防火安全対策

前第2の消防対象物に対して、次に掲げる必要と考えられる事項を推進するよう要望する。

- 1 内装表示マークの掲出

消防対象物の出入口付近の見易い位置に内装表示マークを掲出されたい。(別紙参照)

2 不燃断熱材等の使用

断熱材等として使用する可燃性合成樹脂発泡体は、不燃材料(建築基準法第2条第9号)として国土交通大臣の認定を受けたもの又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用されたい。

3 継ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、継ぎ目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工されたい。

4 仕上げ材(金属製薄板等)が脱落しない施工

断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、火災が発生した際にも脱落しないよう施工されたい。

5 危険性の周知

団体関係者に対して次の事項を周知されたい。

- (1) 可燃性合成樹脂発泡体は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があるものである。
- (2) 可燃性合成樹脂発泡体は、着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものである。特に、可燃性合成樹脂発泡体の表面を金属製薄板等で仕上げた消防対象物及びサンドイッチパネル工法を用いた消防対象物の火災時には、可燃性合成樹脂発泡体の燃焼状況が外部から視認できないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶものである。
- (3) サンドイッチパネルを用いた消防対象物の火災時には、芯材の可燃性合成樹脂発泡体が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に支障があるものである。

6 自主防火管理の推進

特に次の事項に留意して「消防用設備等の設置・維持管理」、「自衛消防訓練の実施」、「出火防止のための火気管理・喫煙管理・放火対策」等、自主防火管理の推進を図られたい。

- (1) 消防対象物の改装、増改築等の工事中、溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、出火防止のための必要な措置を講じること。
- (2) 消防対象物に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い、喫煙場所の指定、喫煙場所での灰皿・吸殻の後始末、始業終業時の点検等に留意すること。
- (3) 消防対象物に対する放火火災を防止するため、死角となりやすい場所の整理・整頓、普段人のいない場所の施錠管理、入出者の監視、監視カメラの設置、巡回監視等の対策を行うこと。
- (4) 就業時間外においても、敷地等への侵入防止、火気の後始末、施錠確認、夜間・休日の巡回等に留意すること。

問い合わせ先

①全国消防長会事業部：牧野・今井 ②全国消防長会予防委員会事務局

TEL：03-3234-1321

(千葉県消防局内)：杉原・古川

FAX：03-3234-1847

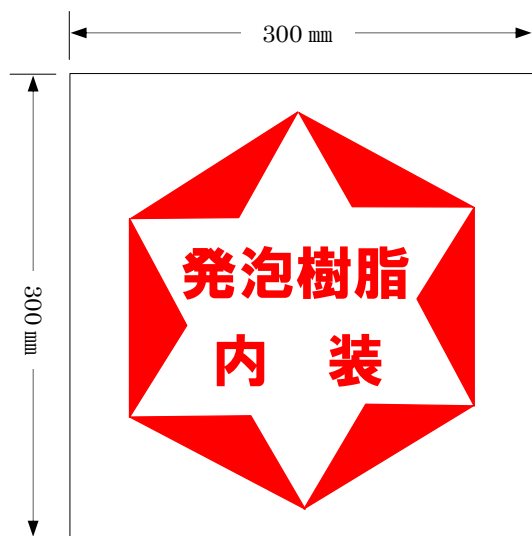
TEL：043-202-1680

E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp

FAX：043-202-1681

別紙

1 内装表示マーク



- ① 文字は、朱色（反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一辺が300mmの正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（反射性けい光塗料）とする。
- ④ 材質は経年変化の少ないものとする。

2 掲出位置・方法

- (1) 掲出位置は、入室する際、目につき易い位置であれば、上部でも横でもよい。（扉表面上は開放時見えなくなることがあるので好ましくない。）
- (2) 掲出方法は、ビス又は接着剤などにより固定する。

参考

(次の火災事例を参考として添付する。)

- ① 平成21年6月 兵庫県神戸市 (工場倉庫火災)
- ② 平成20年8月 青森県青森市 (りんごセンター冷蔵倉庫火災)
- ③ 平成21年5月 愛知県稲沢市 (低温倉庫火災)
- ④ 平成21年6月 東京都大田区 (市場定温倉庫火災)

関係団体要望先

1 倉庫関係

- ① 社団法人日本倉庫協会

〒135-8443 東京都江東区永代1-13-3

- ② 社団法人日本冷蔵倉庫協会

〒104-0055 東京都中央区豊海町4-18

2 作業所関係

製粉協会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6

3 設計・施工関係

- ① 社団法人建築業協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

- ② 社団法人日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20

- ③ 社団法人日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6

- ④ 社団法人日本空気清浄協会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-7-5